

START

父母の県民税と市町村民税所得割額の合算額が50万7000円以上

はい

非該当になります
【提出物】
高等学校等就学支援金辞退届

いいえ

父母の県民税と市町村民税の所得割額の合算額が25万7500円以上50万7000円未満

はい

1
月額9,900円補助
【提出物】
・収入状況届出書
・父母の課税証明書

いいえ

父母の県民税と市町村民税の所得割額の合算額が8万5500円以上25万7500円未満

はい

2
月額1万4,850円補助
【提出物】
・収入状況届出書
・父母の課税証明書

いいえ

父母の県民税と市町村民税の所得割額の合算額が1円以上8万5500円未満

はい

3
月額2万2,600円補助
【提出物】
・収入状況届出書
・父母の課税証明書

いいえ

生活保護を受給しており生活扶助を受けている

はい

4
月額3万4,000円補助
【提出物】
・収入状況届出書
・生活保護受給証明書（生活扶助受給の証明有）

いいえ

父母の県民税と市町村民税の所得割額の合算額が0円（非課税）

はい

5
月額3万4,000円補助
【提出物】
・収入状況届出書
・父母の課税証明書

支援金認定の対象基準税額が変わりました！

H30.6まで
父母の市町村民税所得割額304,200円未満が対象

H30.7から
父母の**県民税と市町村民税の所得割額の合算額507,000円未満**が対象
支援金の加算となる対象規準額も変更になりました

補助金額の変更はありません

詳しくは、左のフローチャートをご覧ください

家計急変について
年の中で特別な事情(失業, 離婚, 死亡, 災害)のため③~⑤と同程度に学資負担が困難と認められる場合は, 収入状況により授業料等の軽減を受けることができます。

※課税証明書とは, 県民税と市町村民税の所得割を証明する書類のことです。